

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成15年2月6日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成15年規程第1号

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（改姓及び旧姓使用）

第7条 学生が改姓を行つた場合は、改姓届を学務課に届出なければならない。

2 旧姓使用を希望する場合は、旧姓使用申出書を学務課に届出なければならない。

附 則

この規程は、平成15年2月6日から施行する。

東京学芸大学学生諸手続等規程 新旧対照表 (抄)

現 行	改 正
〔省略〕 <u>第7条 削除</u> 〔省略〕	〔省略〕 (改姓及び旧姓使用) <u>第7条 学生が改姓を行った場合は、改姓届を学務課に届出なければならない。</u> <u>2 旧姓使用を希望する場合は、旧姓使用申出書を学務課に届出なければならない</u> 。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成15年2月6日から施行する。</u>